

野田市告示第 179 号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病
予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次
のとおり告示する。

令和7年7月10日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特 徴
令和7年 7月10日	野田市 大殿井	柴犬	茶	オス	中型	成犬、 黒の革製首輪有り マイクロチップなし

上記の犬は令和7年7月16日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04－7191－0050）